**食品衛生責任者養成講習会　開催について**

**この講習会は、食品衛生責任者になるための養成講習会で、広島県食品衛生協会が広島県の指定を受けて開催しています。**

**調理師、製菓衛生師、栄養士などのそのまま食品衛生責任者になる資格をお持ちでない方が、食品衛生責任者の資格を取得するための講習会です。**

**ついては，下記のとおり講習会を開催いたします。**

**受講される方は，受講申込書へ記入のうえ，協会までFAXまたは郵送で**

**申し込んでください。**

●**日時**　　**令和６年８月１日（木）**

**９：００～　９：３０　受　付**

**９：３０～１６：３０　講習会**

（１２：１０～１３：００ 昼休憩 外出可能）

●**場所**　　**安芸津町商工会　２階　会議室**

　　　（東広島市安芸津町三津1649-1 ☎0846-45-4141）

携帯品　　筆記用具，弁当，飲み物

受講料　**８，０００円**

**但し協会会員は６，５００円**

【テキスト，食品衛生責任者プレート，修了証代金を含む】

●**定　 員** ３０**名**（定員になりましたら受付を終了）

**●申込先・お問合せ**

竹原地域食品衛生協会　事務局

〒725-0026

　　　　　　竹原市中央二丁目９－２１（9:00～15:00）

　　　　　　☎・FAX　**０８４６－２２－８０３８**

　　　　　　　　　　　協会携帯　**０９０－７０１７－１２４６**

* 講習会当日、自然災害等により交通機関が不通となった場合は、急遽中止または延期することがありますのでご了承ください。

食品衛生責任者とは

営業者は、自分のお店は自分の手で、自分の工場は自分の手で責任を持って管理し、衛生的に食品等を製造、調理、販売などするという自主管理体制を確立して食品衛生の向上に努めなければなりません。

　平成３０年の食品衛生法改正で、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の制度化がなされたことに伴い、原則としてすべての営業許可や営業届出の対象となる施設では、食品衛生責任者を設置することが必要となりました。　食品衛生責任者は、施設の一般衛生管理やＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の計画の作成やその実施等、衛生管理に従事します。